

兵庫県公報

平成29年7月28日 金曜日 第2921号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	1
○ 土地改良区の解散認可（同）	2
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	2
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 国土調査の成果の認証（同）	3
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	5
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	5
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	6
○ 景観形成重要建造物の保存活用計画の認定（都市政策課）	6
○ 道路の位置指定（建築指導課）	6
公 告	
○ 二級河川鯉川水系河川整備基本方針の策定（総合治水課）	7
○ 県有地の一般競争入札による売払い（港湾課）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	9
公安委員会規則	
○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	10

公布された法令のあらまし

●兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第6号）

高速道路交通警察隊を置く位置を改めることに伴い、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第723号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成29年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

東浦町土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	井戸均	淡路市浦1076番地
同	武久和仁	同市久留麻1054番地



兵庫県告示第724号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
中筋新川土地改良区	平成29年 6月16日



兵庫県告示第725号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成29年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
青木土地改良区	平成29年 5月22日
長田土地改良区	同 年 6月19日



兵庫県告示第726号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

平成29年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

長田土地改良区

氏 名	住 所
山 平 睦	南あわじ市倭文長田1098番地
長 谷 俊 男	同 市倭文長田1258番地
橋 本 幸 昌	同 市倭文長田759番地 2
松 本 哲 和	同 市倭文長田1028番地
秀 光 剛	同 市倭文長田728番地
秀 睦 雄	同 市倭文長田932番地
橋 本 剛 旺	同 市倭文長田1188番地
永 田 昭次郎	同 市倭文長田1508番地
橋 本 量 守	同 市倭文長田1223番地
長 谷 優	同 市倭文長田1220番地の 1
上 田 善 章	同 市倭文長田1543番地
山 仲 宏 幸	同 市倭文長田358番地
長 谷 芳 和	同 市倭文長田955番地



兵庫県告示第727号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

平成29年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

東浦町土地改良区

氏 名	住 所
新 阜 京 一	淡路市楠本391番地
柳 谷 喜 隆	同 市釜口2103番地 3
清 水 千 尋	同 市久留麻583番地

違 口 平 同 市楠本863番地 1
 平 岡 泰 正 同 市久留麻1673番地
 正 井 正 一 同 市浦225番地 3
 正 井 貞 則 同 市白山202番地
 中 林 武 雄 同 市釜口232番地 1



兵庫県告示第728号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年7月13日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	金屋地区	平成29年7月28日から 同 年8月17日まで	三木市役所
同 上	実楽地区	同 上	同 上



兵庫県告示第729号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成24年5月から平成28年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字竹野町川南谷の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市竹野町川南谷の一部
- (5) 認証年月日
平成29年7月13日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成24年11月から平成28年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字日高町河江の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市日高町河江の一部
- (5) 認証年月日
平成29年7月13日

- 3 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成25年6月から平成28年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字新堂の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市新堂の一部
- (5) 認証年月日
平成29年7月13日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成26年5月から平成28年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字戸牧の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市戸牧の一部
- (5) 認証年月日
平成29年7月13日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成26年6月から平成28年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字福田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市福田の一部
- (5) 認証年月日
平成29年7月13日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成26年5月から平成28年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字宮井の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市宮井の一部
- (5) 認証年月日
平成29年7月13日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成26年5月から平成28年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字岩熊の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市岩熊の一部
- (5) 認証年月日
平成29年7月13日

- 8 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成26年5月から平成28年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字伊賀谷の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市伊賀谷の一部
- (5) 認証年月日
平成29年7月13日
- 9 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成26年10月から平成28年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字日高町久斗の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市日高町久斗の一部
- (5) 認証年月日
平成29年7月13日
- 10 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成26年10月から平成28年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字岩井の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市岩井の一部
- (5) 認証年月日
平成29年7月13日



兵庫県告示第730号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成25年兵庫県告示第1004号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成29年8月8日限りで消滅する。

平成29年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市加入区
飾磨加入区



兵庫県告示第731号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成29年8月9日から発生する。

平成29年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市加入区
飾磨加入区



兵庫県告示第732号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
神戸市北区有馬町字射場山1708の1、1708の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民センター神戸農林振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第733号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の14第2項の規定により、次のとおり景観形成重要建造物の保存活用計画を認定した。

平成29年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 景観形成重要建造物の名称
西脇小学校
- 2 景観形成重要建造物の指定年月日
平成20年 3月28日
- 3 景観形成重要建造物の所在地
西脇市西脇656番
- 4 景観形成重要建造物の保存活用計画の認定年月日
平成29年 7月14日



兵庫県告示第734号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成29年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H28淡路位置 0007号	29. 7. 11	洲本市桑間字太田508番1の一部、508番2の	6.00	70.78
		一部、508番1地先水路の一部	5.00	17.00

第H29淡路位置 0002号	29. 7. 11	洲本市宇原字下ノ土井1056番 1 の一部、1056 番 2 の一部、1056番 3 の一部 同 市宇原字釋迦ケ内1057番 2 の一部	5. 00	35. 00
第H29淡路位置 0003号	29. 7. 13	南あわじ市山添字久治米563番 4 の一部	5. 00	23. 62

公 告

二級河川鯉川水系河川整備基本方針の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川鯉川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び神戸県民センター神戸土木事務所において公表する。

平成29年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所在地	面積（㎡）	地目
1	淡路市志筑字南浜3111番89	1, 655. 92	雑種地

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる者以外の者であること。
 - (1) 成年被後見人
 - (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被
補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例による
こととされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
 - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な
同意を得ていない者
 - (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実
があつた後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様
とする。
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは
不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代

理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 兵庫県税（個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。）を滞納している者
- (10) 法人税、消費税及び地方消費税（延滞税等の附帯税を含む。）を滞納している者
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、兵庫県が経営状況等を勘案して応募を認めることができる。）
- (12) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (13) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県県土整備部土木局港湾課計画振興班

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配布場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県県土整備部土木局港湾課計画振興班
〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4番5号
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所管理第2課

(2) 申込場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県県土整備部土木局港湾課計画振興班

(3) 配布期間及び申込期間

平成29年7月28日（金）から同年8月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

5 入札の場所及び日時

(1) 場所

〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4番5号
洲本総合庁舎1階会議室

(2) 日時

平成29年8月25日（金）午前11時から

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部土木局港湾課計画振興班
電話 (078) 341-7711 内線4457



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成29年 7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 関西スーパー大社店
所在地 西宮市大社町13番30号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 三井住友ファイナンス&リース株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
代表者の氏名 川 村 嘉 則

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市中央五丁目3番38号	福 谷 耕 治
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜三丁目17番6号 イノテックビル	石 橋 一 郎
フジパンスター株式会社 外2者	名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番	廣 村 昌 弘

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市中央五丁目3番38号	福 谷 耕 治
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜三丁目17番6号 イノテックビル	塚 本 厚 志
フジパンスター株式会社 外2者	名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番	廣 村 昌 弘

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時50分

イ 変更後

開店時刻 午前7時
閉店時刻 午後9時50分

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から午後10時まで

イ 変更後

午前6時30分から午後10時まで

4 変更年月日

平成29年12月 1 日ほか

5 届出年月日

平成29年 7月 3日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年 7月28日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年11月28日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号

公 安 委 員 会 規 則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7月28日

兵庫県公安委員会

委員長 三宅知行

兵庫県公安委員会規則第 6 号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
第39条第 1 項中「神戸市垂水区名谷町」を「西宮市山口町」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 7月31日から施行する。